

特定非営利活動法人 日本デフバスケットボール協会
デフバスケットボール審判員・審判インストラクター規程

【本規程の位置づけについて】

本規程は、今後のデフバスケットボール審判員制度の構築・整備に向けた方針（案）として策定されたものであり、現時点では本規程に基づく審判員の認定、登録、講習等の運用は開始されておりません。制度の詳細や実施時期については、本協会からの正式な案内をご確認ください。

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、デフバスケットボール競技における審判員および審判インストラクターの資格、登録、養成、義務等を定め、日本バスケットボール協会（JBA）の審判制度に準拠しつつ、聴覚障害のある選手に対する合理的配慮を理解・実践できる審判体制を整備することで、競技の公平性・安全性・発展に寄与することを目的とする。

第2条（定義）

本規程において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1. 「審判員」とは、デフバスケットボール競技において公式に判定業務を行う者をいう。
2. 「審判インストラクター」とは、審判員の養成・指導・評価等を担い、合理的配慮を含む審判技術の普及・継承を行う者をいう。

第2章 審判員

第3条（資格および区分）

1. 審判員は、デフバスケットボール競技に必要な知識・技術・障害理解を備え、本協会が実施する講習・研修および審査を修了した者とする。

2. 審判員の活動は、競技レベルに応じて以下の区分（A級・B級・C級）に分けられる。区分の認定は、実技経験、講習・研修修了状況、希望等を総合的に判断して本協会が決定する。

（1）**A級**：全国大会・主要大会を担当。高い審判技術および合理的配慮に関する理解を有し、本協会の上位講習・評価を修了した者。

（2）**B級**：地域・ブロック大会を担当。基本的な審判技術と障害理解を有し、本協会の中級講習を修了した者。

（3）**C級**：交流・育成大会を担当。基礎的な審判知識・技術を持ち、本協会の養成講習または現場研修を受けた者。

第4条（登録および更新）

1. 審判員は、所定の登録手続きを行い、当該年度の登録名簿に記載されるものとする。

2. 登録の有効期間は2年とし、更新には以下を要する。

（1）JDBAライセンスの継続的保有（該当者のみ）

（2）合理的配慮に関する資料確認またはeラーニングの修了（すべての階級で3年に1回以上必須とする）

3. 登録および更新の期限は、原則としてJBAライセンスの登録更新スケジュールに準じ、毎年5月末までに完了すること。ただし、特例を認める場合は本協会が個別に判断する。

第5条（服装）

審判員は、原則としてJBAが定める標準服装（審判シャツ、黒色パンツ、黒色シューズ）に準じた服装を着用する。

ただし、交流大会や育成段階では、大会主催者の判断により柔軟な対応を認める。

第6条（義務）

審判員は、以下の義務を負う。

- （1）公正かつ中立的な判定を行うこと
- （2）競技規則を正確に理解し、競技運営に貢献すること
- （3）聴覚障害に対する合理的配慮を理解し、視覚的合図・通訳連携・選手への配慮を実践すること
- （4）手話・筆談等のコミュニケーション手段に関心を持ち、通訳等と連携して試合進行を図ること
- （5）審判講習、研修、ゲームカンファレンス等に積極的に参加すること
- （6）差別、暴力、非倫理的行動を行わず、高い倫理意識を持って行動すること

第3章 審判インストラクター

第7条（区分）

審判インストラクターは、以下のとおり区分する。

- （1）1級：全国レベルでの講習、評価、研修を担当
- （2）2級：地域・ブロック単位での講習、研修を担当

第8条（役割）

審判インストラクターは、次の業務を担う。

- （1）審判員に対する講習・研修の企画、運営、指導
- （2）審判員の実技評価および昇級審査の実施
- （3）障害理解や合理的配慮に関する教育・指導
- （4）大会におけるゲームカンファレンスの実施と振り返り指導
- （5）審判員の個別指導およびトラブル対応支援
- （6）講師・講評者としての活動、および教材開発への協力

第9条（登録および更新）

1. 審判インストラクターは、本協会に登録し、審判講習会または審判インストラクター研修に年1回以上参加することをもって資格を更新する。
2. 審判インストラクターは3年に1回、合理的配慮に関する研修または教材レビューに参加すること。

第4章 養成制度

第10条（審判員の養成）

1. 審判員の養成は、JBAのライセンス取得を基礎とし、本協会が主催する障害理解研修・実技研修を加えることで、デフ競技に特化した対応能力を備えた審判を育成する。
2. 養成講習の構成は以下の通りとする：
 - （1）FIBA/JBA競技規則講座
 - （2）障害理解・合理的配慮講座（オンライン・対面）
 - （3）模擬試合を活用した実技研修・評価

第11条（審判インストラクターの養成）

1. 審判インストラクター候補者は、審判員としての実績と指導力を有する者とし、本協会が指定する研修プログラムを修了することを要する。
2. 研修内容は以下を含む：
 - （1）講義技術と教材設計
 - （2）合理的配慮指導法（通訳・視覚合図・配慮すべき言動など）
 - （3）ゲームレビュー・フィードバック技法
 - （4）トラブル・ハラスメント対応基礎

第5章 表彰・懲罰

第12条（表彰）

長年にわたる審判活動や、特に顕著な指導実績を挙げた審判員または審判インストラクターには、当協会より感謝状・表彰を行うことがある。

第13条（懲罰）

審判員および審判インストラクターが次の各号に該当する場合、本協会は必要な調査を行い、以下の処分を科すことがある。

- （1）非倫理的・差別的言動
- （2）重大な競技規則違反や不公正な判定
- （3）登録・更新に関する虚偽申告

処分内容：注意・厳重注意・資格の一時停止・降級・登録抹消

附則（施行期日および規程見直し）

1. この規程は、令和7年8月4日より施行する。
2. この規程は、聴覚障害者の審判員の増加や環境変化に応じ、将来的に審判養成体制等を見直すことができるものとし、その際は理事会の承認をもって改訂する。